

(案)

法務省保恩第57号

平成5年6月9日

検事総長殿
検事長殿
検事正殿
矯正管区長殿
刑務所長殿
少年刑務所長殿
拘留所長殿
地方更生保護委員会委員長殿
保護観察所長殿

法務省刑事局長 濱 邦 久

法務省矯正局長 飛 田 清 弘

法務省保護局長 杉 原 弘 泰

皇太子徳仁親王の結婚の儀に当たり行う特別恩赦基準の運用について（依命通達）
標記の特別恩赦基準に基づく恩赦事務については、下記事項に留意の上、その処理に遺憾のないように願います。

記

第1 恩赦の対象について

今次特別基準恩赦の基準日は、皇太子徳仁親王の結婚の儀に当たり行う特別恩赦基準（以下「本基準」という。）第二項に定める平成5年6月9日であり、基準日の前日までに有罪の裁判が確定している者で、第四項以下に定めるそれぞれの要件に該当するものが恩赦の対象となる。ただし、特赦については第四項第2号、特別減刑については第五項第2号、特別復権については第七項第2号において、基準日の前日までに略式命令の送達、即決裁判の宣告又は有罪、無罪若しくは免訴の判決の宣告（以下「裁判の宣告等」という。）を受け、同年9月8日までにその裁判に係る罪について

有罪の裁判が確定した者に関し、それぞれ特別の定めが設けられている。

第2 出願又は上申について

- 1 本基準においては、本人からの出願を待つて恩赦を行うことを原則としている。出願及び上申の期限は、第三項に定めるとおりである。

なお、平成5年6月9日に公布、施行される「特赦、減刑又は刑の執行の免除の出願に関する臨時特例に関する省令」（平成5年法務省令第25号。以下「特例省令」という。）により、特例省令に該当する者については、恩赦法施行規則（以下「規則」という。）6条1項本文の規定にかかわらず、同項に掲げる期間の経過する前においても、本基準による特赦、特別減刑又は刑の執行の免除の出願をすることができることとされている。

おって、本基準による恩赦は、結婚の儀が行われる平成5年6月9日から実施されるが、同日前に出願した者のうち、規則6条1項各号に掲げる期間を経過し、本基準に該当する者については、本基準による出願として取り扱って差し支えない。

- 2 本基準による恩赦は、出願した者に対して行うこととされているが、第三項第4号に定めるとおり、刑務所（少年刑務所及び拘置所を含む。以下同じ。）の長、保護観察所の長又は検察官（以下「上申権者」という。）の職権による上申を妨げるものではないので、上申権者は、第六項の刑の執行の免除の基準の対象となる者、恩赦相当と判断される出願者と共犯関係にある者等であって、各基準に照らし恩赦相当と認められるものについては、職権により上申することを積極的に検討するのが相当である。

第3 上申権者について

- 1 特赦、特別減刑又は刑の執行の免除の上申権者

(1) 特赦、減刑又は刑の執行の免除の上申権者については、規則1条の2第1項に

ア 在監者については、その監獄の長

イ 保護観察に付されている者については、その保護観察をつかさどる保護観察所の長

ウ その他の者については、有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官（以下「有罪裁判対応検察官」という。）

とする旨規定されているところであるが、その上申事務の処理に当たっては、次の点に留意を要する。

- (2) 受刑中の者のうち現在服役している刑のほかに執行猶予中又は仮出獄中の刑を有し、いまだその取消決定がなされていない者については、検察官又は保護観察所の長と協議して、その意見を聴取し、これを書面上明らかにして刑務所の長が一括して上申する。
- (3) 刑務支所又は拘置支所に収容されている者についての上申は、それぞれ本所の長が行うこととされている（昭和58年12月23日付け法務省保恩第246号刑事局長、矯正局長、保護局長依命通達「恩赦上申事務規程の運用について」（以下「恩赦運用通達」という。）1の(1)なお書）。
- (4) 労役場に留置されている者についての上申権者は刑務所の長であるが、未決勾留中の者は「在監者」（規則1条の2第1項1号）に含まれないので留意する必要がある。
- (5) 複数の刑につきその執行が停止されている者に対する刑の執行の免除の上申は、それぞれの刑について、有罪裁判対応検察官が行う。
- (6) 保護観察付執行猶予中の者で、他に別件により単純執行猶予に付されているものについての特赦又は特別減刑の上申は、単純執行猶予の有罪裁判対応検察官（区検察庁にあっては地方検察庁の検察官）の意見を聴取し、これを書面上明らかにした上で保護観察所の長が一括して行う。

2 特別復権の上申権者

- (1) 復権の上申権者については、規則3条1項に
- ア 保護観察に付されたことのある者については、最後にその保護観察をつかさどった保護観察所の長
- イ その他の者については、有罪裁判対応検察官
- とする旨規定されているところであるが、その上申事務の処理に当たっては、次の点に留意を要する。
- (2) 仮出獄により保護観察に付されたが、他に罰金に処せられている者についての特別復権の上申は、保護観察所の長が当該罰金刑の有罪裁判対応検察官（区検察庁にあっては地方検察庁の検察官）の意見を聴取し、これを書面上明らかにして一括して行う。
- (3) 2個以上の裁判により複数の罰金に処せられた者で、その有罪裁判対応検察官を

異にするものについての特別復権の上申は、出願を受けた有罪裁判対応検察官（区検察庁にあっては地方検察庁の検察官）が他の有罪裁判対応検察官（区検察庁にあっては地方検察庁の検察官）の意見を聴取し、これを書面上明らかにした上で一括して行う。

3 検察庁における事務処理

- (1) 検察官が行う上申は、恩赦上申事務の重要性にかんがみ、最高検察庁の検察官がすべきものについては検事総長、高等検察庁の検察官がすべきものについては検事長、地方検察庁又は区検察庁の検察官がすべきものについては検事正が行うものとされている（恩赦運用通達の記の1の(1)）。

ただし、有罪の裁判が地方裁判所支部又は簡易裁判所でなされた案件に係る恩赦の出願の受付又は恩赦に関する照会若しくは相談の対応は、地方検察庁支部又は区検察庁においても行う。そこで、区検察庁で恩赦願書を受理したときは、情状に関する参考資料（恩赦上申事務規程12条2項）を提出させた上で、事件記録とともに地方検察庁本庁又は支部に送付し、以後の上申事務については地方検察庁本庁又は支部が行うこととし、必要があれば区検察庁に調査等を行わせる。

- (2) 公職選挙法違反事件等関係者が多数関与した事案に係る出願については、区検察庁において受理されたものをも含め、地方検察庁本庁又は支部において統一的に調査及び上申事務を行うこととなるが、関係庁の緊密な態勢により適正な処理に留意する。

第4 特赦について

- 1 本基準による特赦は、第四項第1号の(一)から(六)までのいずれかに該当する者について、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ、特に赦免することが相当であると認められる場合に行われるのであるから、行状が良好であるかどうか、改しゅんの情が顕著であるかどうか、違法の行為をするおそれがないかどうか、特に殺傷犯等の事案については被害者・遺族の感情が融和しているかどうか等を十分調査・検討した上で上申する。
- 2 第四項第1号の(一)においては、少年のとき犯した罪により刑に処せられ、平成5年6月8日までにその執行を終わり又は執行の免除を得た者のうち、刑法34条の2に定める期間を経過していない者が対象とされている。

3 第四項第1号の(二)においては、平成5年6月9日現在で70歳以上の者のうち、有期の懲役又は禁錮に処せられ、同年6月8日までに執行すべき刑期の2分の1以上につきその執行を受けた者が対象とされている。そのうち、執行を終わり又は執行の免除を得た者については、第五項第1号の(三)の(1)の特別減刑及び第七項第1号の(一)の特別復権の対象に、その余の者については第五項第1号の(三)の(1)の特別減刑の対象にもなるので、特赦の出願のあったときは、特赦のほか減刑又は復権についての本人の意向を聴取し、本人が減刑又は復権を含めて恩赦を希望するときには、「特赦又は減刑」又は「特赦又は復権」と恩赦の種類を択一的又は予備的に記載するよう指導する。この結果、本人から特赦と併せて択一的又は予備的に減刑又は復権の出願があったときは、それぞれについて意見を付して上申する。また、本人が他の種類の恩赦について出願する意思がないときは、その旨を書面上明らかにする。

なお、刑の執行を終わり又は執行の免除を得た者のうち、保護観察に付されたことのある者については、特赦の上申権者は有罪裁判対応検察官である（規則1条の2第1項3号）が、復権の上申権者は最後に保護観察をつかさどった保護観察所の長である（規則3条1項1号）ので、本人が特赦のほか復権も希望する場合には、有罪裁判対応検察官は、最後に保護観察をつかさどった保護観察所の長の意見を聴取し、これを書面上明らかにして上申する。

4 第四項第1号の(三)においては、刑務所を満期出所した者、仮出獄中に刑期が終了した者のほか、刑法5条ただし書、同法31条、恩赦法8条の規定により刑の執行を免除された者が対象とされている。

この基準の要件である「近い将来における公共的職務への就任又は現に従事している公共的職務の遂行に当たり、その刑に処せられたことが障害となっている」とは、近い将来において具体的に一定の公職又はこれに準ずる役職（以下「公職等」という。）に就任する上で資格の制限その他の障害があること及び現在従事している公職等を遂行する上で障害があることをいう。法令に基づき資格を喪失し、あるいはこれを停止されているため一定の公職等に就任できないなど法令上障害のある場合のみならず、刑に処せられたことによる負担から、現在従事している公職等において、部下の指導、意見の表明、外部との交渉等が満足に行えない事情にあるなど事実上障害のある場合であってもよいが、これらの障害は、本人について現在具体的に生じてい

ることが必要である。これらの認定に当たっては、その事実の有無を具体的に調査し、単に本人の申立てのみによることなく、できる限りこれを疎明するに足る資料（本人以外の者の上申書、嘆願書、証明書等）の提出を求め、これを恩赦上申書に添付するなどして認定の根拠を明らかにする。

- 5 第四項第1号の(四)においては、有期の懲役又は禁錮に処せられ、その執行猶予の期間中の者であって、確定日から平成5年6月8日までに猶予の期間の2分の1以上を経過している者が対象とされており、本号の(三)と同様、近い将来における公共的職務への就任又は現に従事している公共的職務の遂行に当たり、その刑に処せられたことが障害となっていることを要する。

なお、有期の懲役又は禁錮に処せられ、その執行猶予の期間中の者は、この基準のほか第五項第1号の(四)の特別減刑基準の対象にもなるので、特赦の出願のあったときは、特赦のほか減刑についての本人の意向を聴取し、本人が減刑をも希望するか否かについて、前記3に記載した例により処理する。

- 6 第四項第1号の(五)においては、別添の「基準第四項第1号の(五)及び基準第五項第1号の(五)の除外罪名一覧表」に掲げる罪以外の罪により有期の懲役又は禁錮に処せられた者が対象とされており、その刑の執行前、執行猶予の期間中、執行中又は仮出獄中の者のほか、刑の執行を終わり又は執行の免除を得た者も対象とされている。以上の者は、この基準のほか第五項第1号の(五)の特別減刑基準の対象にもなるので、特赦の出願のあったときは、特赦のほか減刑についての本人の意向を聴取し、本人が減刑も希望するか否かについて、前記3に記載した例により処理する。

事案が、本号の(五)のほか本号の(-)から(四)の基準にも該当する場合には、(五)の基準によることなく、少ない数字の基準に該当するものとして処理する。

なお、本号の(五)に掲げる者については、本項第2号の規定により、平成5年6月8日までに裁判の宣告等を受け、同年9月8日までにその裁判に係る罪について有罪の裁判が確定した者も特赦の対象とされていることに留意する必要がある。

この基準の要件である「社会のために貢献するところがあり」とは、社会的に評価されるような功績が現に存在し又は過去に存在したことをいい、諸般の具体的状況を総合勘案して判断することになる。

この認定に当たっても、その事実の有無を具体的に調査し、単に本人の申立てのみ

によることなく、本人から、表彰状の写し、公職にあったことの在籍証明書等の提出を求め、これを恩赦上申書に添付するなどして認定の根拠を明らかにする。

- 7 第四項第1号の(六)においては、罰金に処せられ、その執行猶予の期間中である者又は平成5年6月8日までにその執行を終わり若しくは執行の免除を得た者が対象とされている。

なお、本号の(六)の対象となる者のうち、罰金の全部の執行を終了し又は執行の免除を得た者は、第七項第1号の(四)の特別復権の対象にもなるので、特赦の出願のあったときは、特赦のほか復権についての本人の意向を聴取し、本人が復権も希望するか否かについて、前記3に記載した例により処理する。

また、本号の(六)の類型に属する者については、本項第2号の規定により、平成5年6月8日までに裁判の宣告等を受け、同年9月8日までにその裁判に係る罪について罰金が確定した者のうち、その執行猶予の期間中である者又は同日までにその執行を終わり若しくは執行の免除を得た者も特赦の対象とされていることに留意する必要がある。

この基準の要件である「現に社会生活を営むに当たり障害となっている」とは、刑に処せられたことが本人の就職、結婚のみならず、子女の養育などを含め、広く日常生活を営む上での障害となっている場合をいうが、これらの障害は、本人について現に具体的に生じていることが必要である。これらの認定に当たっては、単に本人の申立てのみによることなく、できる限りこれを疎明するに足る資料（本人以外の者からの上申書、嘆願書、証明書等）の提出を求め、これを恩赦上申書に添付するなどして認定の根拠を明らかにする。

第5 特別減刑について

- 1 本基準による減刑は、懲役又は禁錮に処せられた者で、第五項第1号の(-)から(五)までのいずれかに該当するものが対象とされ、刑の執行を終わり又は執行の免除を得た者も含まれている。昭和天皇御大喪恩赦及び今上天皇御即位恩赦における審査の過程において、特赦にするまでのことはないものの、復権では救済しきれない事案のあることが想定されたので、刑の執行を終了し又は執行の免除を得た者も特別減刑の対象とされたものであるが、實際上対象となる案件は限られると思われる。

この特別減刑は、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかん

がみ、特に減刑することが相当であると認められる場合に行われるのであるから、行状が良好であるかどうか、改しゅんの情が顕著であるかどうか、違法の行為をするおそれがないかどうか、特に殺傷犯等の事案については、被害者・遺族の感情が融和しているかどうか等を十分調査・検討した上で上申する。

2 第五項第1号の(一)においては、少年のとき犯した罪により有期の懲役又は禁錮(不定期刑を含む。)に処せられた者が対象とされている。

3 第五項第1号の(二)においては、少年のとき犯した罪により有期の懲役又は禁錮に処せられた者のうち、執行猶予の期間中の者が対象とされている。

4 第五項第1号の(三)においては、第四項第1号の(二)の場合と同様、平成5年6月9日現在で70歳以上の者が対象とされているが、有期の懲役又は禁錮に処せられた者の刑執行期間が執行すべき刑の期間の3分の1で足りること、及び無期刑に処せられた者をも対象とされていることの2点において、第四項第1号の(二)の特赦基準と異なるので留意する必要がある。

5 第五項第1号の(四)においては、第四項第1号の(四)の特赦基準よりも執行猶予の経過期間が短縮されていることに留意する必要がある。

なお、「近い将来における公共的職務への就任又は現に従事している公共的職務の遂行に当たり、その刑に処せられたことが障害となっている」の意義については、第4の4に記載したとおりである。

6 第五項第1号の(五)に掲げる者については、同項第2号の規定により、平成5年6月8日までに裁判の宣告等を受けた者で、同年9月8日までにその裁判に係る罪について有期の懲役又は禁錮に処せられた者も特別減刑の対象とされていることに留意する必要がある。

なお、「近い将来における公共的職務への就任又は現に従事している公共的職務の遂行に当たり、その刑に処せられたことが障害となっている」の意義については、第4の4に記載したとおりである。

7 特別減刑につき、恩赦相当意見を付け又は職権により上申するに当たり、減刑内容に関する意見があるときは、調査書(恩赦上申事務規程様式第7号)の総合所見欄に刑の減輕(刑の執行猶予中の者については、刑の減輕及び猶予の期間の短縮)に関する意見を記載する。

第6 刑の執行の免除について

- 1 本基準による刑の執行の免除は、懲役、禁錮又は罰金に処せられた者で第六項第1号に該当する者、及び懲役又は禁錮に処せられた者で同項第2号に該当する者が対象とされている。昭和天皇御大喪恩赦及び今上天皇御即位恩赦においては、刑の執行の免除の対象は懲役又は禁錮に処せられた者のみであったが、第六項第1号においては、罰金に処せられた者も対象とされたことに留意する必要がある。この刑の執行の免除も、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ、特に刑の執行を免除することが相当であると認められる場合に行われるのであるが、懲役又は禁錮に処せられた者と、罰金に処せられた者の間には、おのずから質的な差異があるので、この点に留意しつつ、前記の点を十分調査・検討した上で上申する。

また、刑の執行の免除の対象とされている者については、罪の種類の制約はない。

- 2 第六項第1号中の「その他の事由」とは、刑事訴訟法482条に規定する事由のうち、例えば、年齢70歳以上であること、身体に著しい障害があることなどの事由をいう。

「長期にわたりその刑の執行が停止され」の「長期」とは、具体的事案によってその期間が異なるが、懲役又は禁錮に処せられた者については通常5年前後を意味する。ただし、具体的には病状、年齢、残刑期等の諸事情を総合して判断すべきである。

「刑の執行が停止されている者」は、自由刑の執行停止中の者（刑事訴訟法480条から482条まで）、罰金の徴収停止中の者（徴収事務規程33条の2）及び労役場留置の執行停止中の者（刑事訴訟法505条、480条から482条まで）をいう。

「なお長期にわたりその執行に耐えられないと認められる」とは、将来においても刑を執行し得る見込みがほとんどない場合をいう。

なお、仮出獄中の者で病気その他の事由により今後とも長期にわたって事実上保護観察を行うことができないと認められる者については、第八項により常時恩赦として上申する。

- 3 第六項第2号においては、第四項第1号の(二)及び第五項第1号の(三)と同様、平成5年6月9日現在で70歳以上の者が対象とされている。

第7 特別復権について

- 1 今次恩赦においては、復権令が公布されず特別基準恩赦のみが行われるため、罰金

に処せられた者も本基準による特別復権の対象とされている。

本基準による特別復権は、罰金以上の刑に処せられた者のうち、第七項第1号の(一)から(四)までのいずれかに該当する者について、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ、特に復権することが相当であると認められる場合について行われるのであるから、これらの点を十分調査・検討した上で上申する。

2 第七項第1号の(一)においては、第四項第1号の(二)、第五項第1号の(三)及び第六項第2号と同様、平成5年6月9日現在で70歳以上の者が対象とされている。

3 第七項第1号の(二)の「現に社会生活を営むに当たり障害となっている」の意義については第4の7に記載したとおりである。

4 第七項第1号の(三)の「社会のために貢献するところがあり」の意義については第4の6に、「近い将来における公共的職務への就任又は現に従事している公共的職務の遂行に当たり、その刑に処せられたことが障害となっている」の意義については第4の4に、それぞれ記載したとおりである。

5 第七項第1号の(四)は、今次恩赦で復権令による恩赦が実施されないことに伴い設けられたものであり、「現に社会生活を営むに当たり障害となっている」の意義については第4の7に記載したとおりである。

第8 その他について

本基準による特赦、特別減刑、刑の執行の免除及び特別復権の要件に該当しない者であっても、事案の性質、犯情等の諸点にかんがみ恩赦を行うことが相当である場合には、常時恩赦の対象として考慮される。これらの者については、特例省令は適用されないため、出願については、規則6条の制限があることに留意する必要があるが、職権による上申を妨げるものではない。

第9 事務処理上留意すべき事項について

1 既に常時恩赦として上申されている者で、本基準による特赦、特別減刑、刑の執行の免除及び特別復権の要件に該当する者については、平成5年6月9日以後、本基準により審査されることとなるので、改めて本基準に基づく上申を行う必要はない。

2 上申権者は、次表出願者欄に掲げる者について恩赦の上申をする前に、同表身体拘束の有無・内容欄に掲げる事由が生じたときは、同表通知先欄に掲げる者に対し、「恩赦上申事務通知書」（別紙様式1ないし3）により、恩赦願書等関係資料を添付

して通知する。

出 願 者	身体拘束の有無・内容	通 知 先
刑の執行指揮前の者 又は刑の執行停止中 の者	刑務所に収容したとき	収容先の刑務所の長
受刑中の者	他の刑務所に移送したとき	移送先の刑務所の長
	仮出獄したとき	帰住先の保護観察所の長
	満期で出所したとき	有罪裁判対応検察官
保護観察に付されて いる者	他の保護観察所に事件を移送 したとき	移送先の保護観察所の長

- 3 有罪裁判対応検察官は、刑の執行指揮前の者について、特赦又は特別減刑の上申をした後、刑の執行指揮をした場合には、本人を収容した刑務所の長に対し、「刑の執行指揮前に恩赦上申をした者についての通知書」（別紙様式4）により、その旨を通知する。恩赦上申の結果が判明したときは、直ちに、適宜の方法により、本人を収容している刑務所の長（本人が仮出獄している場合にあっては保護観察所の長）に通知する。
- 4 有罪裁判対応検察官は、刑の執行停止中の者について、特赦、特別減刑又は刑の執行の免除がなされたときは、本人が最後に収容されていた刑務所の長に対し、「刑執行停止者の恩赦事項通知書」（別紙様式5）により恩赦事項を通知する。
- 5(1) 刑務所の長は、受刑中の者について、特赦又は特別減刑の上申をしたとき及び前記3前段により通知を受けたときは、本人の帰住予定地を管轄する保護観察所の長に対し、「身上変動通知書（甲）」（仮釈放・保護観察等事件事務規程書式例様式第4号）によりその旨を通知する。本人について仮出獄の申請がなされているときは、本人を収容中の刑務所の所在地を管轄する地方更生保護委員会に対し、同様に通知する。上申の結果が判明したときも同様とする。
- (2) 保護観察所の長は、刑務所の長から前記(1)の通知を受けたときは、速やかに帰住地の確保、釈放後の職業等帰住環境の調整に努める。
- 6 刑務所の長は、第⁹~~4~~の3前段により通知を受けた受刑中の者について、仮出獄の申

請をしたとき又は仮出獄の決定等があったときは、その旨を適宜の書面により有罪裁判対応検察官に通知する。

7 有罪裁判対応検察官は、他に当該裁判の執行を指揮すべき検察官がある場合において、特赦、特別減刑又は刑の執行の免除の上申をしたときは、同検察官に対し、その旨を適宜の書面により通知する。上申の結果が判明したときも同様とする。

8 有罪裁判対応検察官は、特赦状、減刑状、刑の執行の免除状又は復権状の送付を受けたときは、当該恩赦事項を裁判書原本に付記する。この場合において、裁判書原本が他の検察庁にあるときは、当該検察庁の検察官に対し、「裁判書原本付記嘱託書」（別紙様式6）により、恩赦事項について裁判書原本付記の嘱託をする。

なお、付記すべき裁判書原本が切符原票である場合には、恩赦事項通知書（乙）（犯歴事務規程様式第22号）の送付を受けた本籍地方検察庁の検察官は、原本付記検察官から裁判書原本付記の嘱託を受けたものとして、事務を行うものとする。

また、恩赦事項を付記すべき裁判書原本が複数あり、その有罪裁判対応検察官を異にするときは、復権状の送付を受けた検察官は、他の有罪裁判対応検察官にその写しを送付する。

9 恩赦に係る犯歴事務は、犯歴事務規程4条又は8条に定めるところによる。

ただし、犯歴事務規程別表第1の第2欄2中「（復権があったときは、最後に有罪の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官）」とあるのは、「（復権があったときは、中央更生保護審査会から復権状の送付を受けた検察官）」と読み替えるものとする。

別紙様式 1

恩 赦 上 申、事 務 通 知 書	
平成 年 月 日	
刑務所長 殿	
検察庁 検察官 検事	
下記の者については、恩赦の出願があり、その上申事務を行っていたところ、今般、貴所に本人を収容したので、恩赦上申事務を処理されたく、恩赦願書等関係書類を添付して通知する。	
氏 名	年 月 日生
本 籍	
住 居	
罪 名	
有罪の裁判をした裁判所	裁判所
裁 判 の 日	年 月 日
確 定 の 日	年 月 日
刑名 刑 期 金 額	
恩 赦 の 種 類	
恩 赦 受 理 年 月 日	
備 考	

注意 事例に応じて不要の文字を抹消すること。

(用紙 日本工業規格 B 5)

別紙様式 2

恩 赦 上 申 事 務 通 知 書	
平成 年 月 日	
殿	
刑務所長	
下記の者については、恩赦の出願があり、その上申事務を行っていたところ、 貴所に本人を移送した ろ、今般、 仮出獄をした ので、恩赦上申事務を処理されたく、 満期出所した 恩赦願書等関係書類を添付して通知する。	
氏 名	年 月 日生
本 籍	
住 居	
罪 名	
有罪の裁判をした裁判所	裁判所
裁 判 の 日	年 月 日
確 定 の 日	年 月 日
刑名 刑期 金額	
恩 赦 の 種 類	
恩 赦 受 理 年 月 日	
備 考	

注意 事例に応じて不要の文字を抹消すること。

(用紙 日本工業規格 B 5)

別紙様式 3

恩 赦 上 申 事 務 通 知 書	
平成 年 月 日	
保護観察所長 殿	
保護観察所長	
下記の者については、恩赦の出願があり、その上申事務を行っていたところ、今般、貴庁に事件を移送したので、恩赦上申事務を処理されたく、恩赦願書等関係書類を添付して通知する。	
氏 名	年 月 日生
本 籍	
住 居	
罪 名	
有罪の裁判をした裁判所	裁判所
裁 判 の 日	年 月 日
確 定 の 日	年 月 日
刑名 刑期 金額	
恩 赦 の 種 類	
恩 赦 受 理 年 月 日	
備 考	

注意 事例に応じて不要の文字を抹消すること。

(用紙 日本工業規格 B 5)

別紙様式 4

刑の執行指揮前に恩赦上申をした者についての通知書	
平成 年 月 日 刑務所長 殿 検察庁 検察官 検事 今般、刑の執行指揮をした下記の者については、恩赦の出願があり、刑の執行指揮前にその上申事務を行っているので、通知する。	
氏 名	年 月 日生
本 籍	
罪 名	
有罪の裁判をした裁判所	裁判所
裁 判 の 日	年 月 日
確 定 の 日	年 月 日
刑 名	
刑 期	
恩 赦 の 種 類	
恩 赦 上 申 年 月 日	
備 考	

(用紙 日本工業規格 B 5)

別紙様式 5

刑執行停止者の恩赦事項通知書	
平成 年 月 日	
刑務所長 殿	
検察庁 検察官 検事	
特赦 次の者は、下記のとおり 減刑 がなされたので、通知する。 刑の執行の免除	
氏 名	年 月 日生
本 籍	
住 居	
罪 名	
有罪の裁判をした裁判所	裁判所
裁 判 の 日	年 月 日
確 定 の 日	年 月 日
刑 名	
刑 期	
恩 赦 事 項	
備 考	刑の執行停止の日 年 月 日

注意 事例に応じて不要の文字を抹消すること。

(用紙 日本工業規格 B 5)

別紙様式 6

裁 判 書 原 本 付 記 嘱 託 書	
平成 年 月 日 検 察 庁 検 察 官 検 事 殿 検 察 庁 検 察 官 検 事 次の者の恩赦事項を裁判書原本に付記されたく、嘱託する。	
氏 名	年 月 日生
本 籍	
罪 名	
有罪の裁判を した裁判所	裁判所
裁 判 の 日	年 月 日
確 定 の 日	年 月 日
刑名 刑 期 金 額	
恩 赦 事 項	
備 考	

(用紙 日本工業規格 B 5)

別添

基準第四項第1号の(Ⅱ)及び基準第五項第1号の(Ⅱ)の除外罪名一覧表

1 次の罪を除く刑法(明治40年法律第45号)の罪

- (1) 業務上失火(第117条の2前段)
- (2) 業務上過失激発物破裂(第117条の2前段)
- (3) 重過失失火(第117条の2後段)
- (4) 重過失激発物破裂(第117条の2後段)
- (5) 業務上過失往来妨害(第129条第2項)
- (6) 業務上過失傷害(第211条前段)
- (7) 業務上過失致死(第211条前段)
- (8) 重過失傷害(第211条後段)
- (9) 重過失致死(第211条後段)

2 刑法以外の法律において、法定刑の短期が1年以上の刑を定める罪

- (1) 爆発物取締罰則(明治17年太政官布告第32号)第1条から第5条までの罪
- (2) 決闘罪に関する件(明治22年法律第34号)第2条の罪
- (3) 銃砲刀剣類所持等取締法(明治33年法律第6号)第31条の罪
- (4) 外国に於て流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及模造に関する法律(明治38年法律第66号)第1条及び第2条の罪
- (5) 暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)第1条の2の罪及び第1条の3前段の罪
- (6) 盗犯等の防止及処分に関する法律(昭和5年法律第9号)第2条から第4条までの罪
- (7) 船舶安全法(昭和8年法律第11号)第23条第1項後段の罪
- (8) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第117条の罪
- (9) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第63条の罪
- (10) 船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第64条の罪
- (11) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第224条の2の罪及び第230条第1項第1号の罪
- (12) 電波法(昭和25年法律第131号)第105条の罪
- (13) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第104条2項, 第105条, 第134条第2項及び第135条の罪
- (14) 森林法(昭和26年法律第249号)第202条第1項及び同条第4項の罪
- (15) 武器等製造法(昭和28年法律第145号)第31条の罪
- (16) 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第27条第2項の罪
- (17) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第51条第2項の罪

- (18) 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年法律第68号）第1条、第2条及び第4条の罪
- (19) 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年法律第87号）第1条から第5条までの罪
- (20) 人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和53年法律第48号）第2条から第4条までの罪
- (21) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律（昭和57年法律第61号）第9条第1項の罪
- (22) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第58条の罪
- (23) 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和62年法律第103号）第9条第2項の罪

3 薬物に係る罪

- (1) 大麻取締法（昭和23年法律第124号）に違反する罪
- (2) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に違反する罪
- (3) 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）に違反する罪
- (4) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に違反する罪
- (5) あへん法（昭和29年法律第71号）に違反する罪
- (6) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）に違反する罪